

労災診療費改定 2016 年 4 月 対応表

まえがき

本資料は、(株)グリームにおけるリハビリテーションシステム【リハッシュ】の 2016 年 04 月労災診療費改定への対応内容を記載した資料となります

1. 労災リハビリテーションに関する変更点、及びシステム対応点	・・・・・・・・・・・・ P. 3
---------------------------------	-------------------

文中の色の説明

赤・・・プログラム対応致します

青・・・マスタ対応致します

緑・・・運用対応

1 労災リハビリテーションに関する変更点、及びシステム対応

No	タイトル	Sub	分類	内容
本文				算定基準の記の1(22)のアの(イ)心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位)に係る「105点」を「125点」に、(カ)運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位)に係る「185点」を「190点」に改め、(カ)から(コ)までを(ケ)から(ス)までとし、(オ)の次に次を加える。 (カ) 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位) 250点 (キ) 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位) 200点 (ク) 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)(1単位) 100点
1	心大血管リハビリテーション料	1	内容	点数の見直し
			変更点	・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) 105点 → 125点
			システム対応	① 算定マスタの追加登録 新しい点数コードを新規追加する ② 行為マスタの算定変換追加登録 現行の点数マスタを 2016/3/31 で終了し、新点数のマスタを 2016/04/01 から有効とする
2	運動器リハビリテーション料	1	内容	点数の見直し
			変更点	・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 185点 → 190点
			システム対応	① 算定マスタの追加登録 新しい点数コードを新規追加する ② 行為マスタの算定変換追加登録 現行の点数マスタを 2016/3/31 で終了し、新点数のマスタを 2016/04/01 から有効とする
3	廃用症候群リハビリテーション料	1	内容	新設
			変更点	・ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(1単位) 250点 ・ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)(1単位) 200点 ・ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)(1単位) 100点
			システム対応	① 行為マスタの新規登録 新しい点数コードを新規追加する ② 算定マスタの新規登録 新点数のマスタを 2016/04/01 から有効とする
4	職業復帰訪問指導料	1	本文	算定基準の記の1(24)の「760点」を「770点」に、「570点」を「580点」に改める。
			変更点	・ 精神疾患を主たる傷病とする場合 760点 → 770点 ・ その他の疾患の場合 570点 → 580点
			システム対応	① 算定マスタの追加登録 新しい点数コードを新規追加する ② 行為マスタの算定変換追加登録 現行の点数マスタを 2016/3/31 で終了し、新点数のマスタを 2016/04/01 から有効とする

4	職業復帰 訪問訓練 加算	2	本文	訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後1月以内に、医師等が上記アの傷病労働者のうち入院中の者に対し、本人の同意を得て、職業復帰を予定している事業場において特殊な器具、設備を用いた作業を行う職種への復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移動手段の獲得訓練を行い、診療録に訪問指導の日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載した場合は、訪問指導1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を所定点数に加算できるものとする。
			変更点	新規加算項目追加 ・ 職業復帰訪問訓練加算 400点
			システム 対応	① 算定マスタの追加登録 新しい点数コードを新規追加する ② 行為マスタの算定変換追加登録 新点数のマスタを2016/04/01から有効とする